

最上消費生活センターニュース6月号

令和2年6月1日発行

令和元年度 相談件数は326件（前年度比 +57件）

令和元年度に、最上消費生活センターにあった消費生活相談の結果がまとめられました。相談件数は326件で、前年度より57件多くなりました。

相談内容と、相談者の年代は次の通りです。

《相談の内容別分類》

	相談の内容	件数	割合
1位	（多重債務を含めた）借金に関する相談	37件	11.3%
2位	電話勧誘による光回線コラボに関する相談	32件	9.8%
3位	健康食品等のネット通販・定期購入に関する相談	26件	8.0%

《男女別分類》

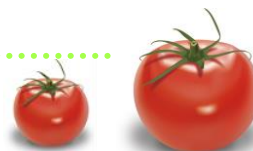
	割合
男性	47.7%
女性	52.3%

《相談者の年代別分類》

	相談者の年齢	割合
1位	50代の方の相談	20.2%
2位	60代の方の相談	19.0%
3位	40代の方の相談	17.8%

久しぶりに借金に関する相談が1位となりました。年代別では、特に40代、50代の方からの相談（件数・割合とも）が増加するなど、幅広い年代から相談がありました。

考えよう 食品ロス



今年度の消費者月間のテーマは、「豊かな未来へ ~『もったいない』から始めよう~」でした。もったいないといえば「食品ロス」ですね。

平成元年の発表では、日本で1年間に643万トンの食品ロスが発生しています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々への食糧援助量の約2倍に相当します。食品ロスを減らすために私たちができることは何でしょう。

- ① 必要な分だけ買う。
- ② 適切に保存する。
- ③ 食材を上手に使い切る。
- ④ 食べきれぬ量を作る。

国連で、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。その中で、持続可能な消費のための目標があります。一人一人が食品ロスについて考え、できることから始めましょう。



「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」

公式LINEアカウントを利用してみませんか！

消費者庁は、LINE 株式会社の協力を得て、新型コロナウイルス感染症関連の消費者向け情報を発信しています。下記の URL または QR コードから本アカウントを友だちに追加すると、次のようなことができます。

- 新型コロナウイルス感染症の最近の情報にアクセスできます。
- 消費者庁から定期的に送られる注意喚起メッセージを受け取れます。
- 最寄りの消費生活相談窓口につながる 188 の案内があります。



消費者庁

「友だち登録」の方法

LINE アプリをスマートフォン等にインストールした後、次のいずれかの方法で「消費者庁新型コロナ関連消費者向け情報」を友だちに登録してください。

- ① URL：下記のリンクから友だち登録

<https://lin.ee/d57rXBD>

- ② QR コードを読み取り友だち登録 ⇒⇒⇒



「消費生活出前講座」について

講師が地域や学校に出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

三密の発生対策、感染予防にご協力ください。詳しくはご依頼時に相談します。

6月・7月 消費生活法律相談会

6月 9日(火) 13:30~15:30

7月 7日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



全国共通の消費者ホットライン ^{いやや}188 で、最寄りの消費生活センターにつながります。